

会計年度任用職員制度について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、新たに「会計年度任用職員制度」を創設。

○法律の主な改正点

非常勤職員の任用等に関する制度が不明確 ⇒ 「会計年度任用職員制度」創設
臨時的任用職員の任用 ⇒ 常勤職員に欠員を生じた場合に任用（原則、任用期間 6 月）
特別職非常勤職員の任用 ⇒ 法律により職が厳格化
会計年度任用職員について、期末手当が支給可能となった。

◎ 現 状

① 一般非常勤職員 勤 務 正職員よりも短い勤務時間 （7 時間 45 分/日未満又は 5 日/週未満） 職員数 約 400 人 主な職 事務補助員 保育士（パート） 教育補助員 他 手当等 なし
② 臨時的任用職員 勤 務 正規職員と同じ勤務時間 （7 時間 45 分/日・週 5 日） 職員数 約 100 人 主な職 保育士、幼稚園教諭 <u>学校管理員・学校調理員</u> 保育園調理員 他 手当等 特別賃金（期末手当）
③ 非常勤特別職 糸魚川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例に規定 する者

◎ 新制度（令和 2 年度から）

1 会計年度任用職員
1-①【パートタイム】 勤 務 正職員よりも短い勤務時間 （7 時間 45 分/日又は 5 日/週未満） 職員数 約 440 人 主な職 事務補助員 保育士（パート） 教育補助員 <u>学校管理員、学校調理員</u> 他 手当等 <u>期末手当</u>
1-②【フルタイム】 勤 務 正規職員と同じ勤務時間 （年間 7 時間 45 分/日かつ週 5 日） 職員数 約 60 人 主な職 保育士、幼稚園教諭 保育園調理員 他 手当等 <u>期末手当・退職手当・共済保険</u>
2 臨時的任用職員 現時点で予定なし
3 非常勤特別職 法律により職が厳格化

○その他

12 月議会に「糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を提出
給与等については、令和元年度の年収を保障。